

北本市

障がい者活躍推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年4月

北 本 市 長
北本市教育委員会

目 次

I	策定に当たって	1
1	策定の趣旨	1
2	策定主体	1
3	計画の期間	1
4	計画の周知・公表	1
II	状況把握・目標設定	2
1	障がい者雇用率の状況	2
2	職場定着の状況	2
3	アンケート結果	3
4	計画の目標	4
III	取組内容	5
1	障がいのある職員の活躍を推進する体制の整備	5
2	職務の選定・創出	6
3	職場環境・人事管理	6
4	その他	7

「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づいてひらがなで記載しています。

I 策定に当たって

1 策定の趣旨

本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の趣旨に基づき、障がい者の雇用拡大や活躍推進に努めてきました。

こうした中、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示され、公務部門における障がい者雇用の推進が一層求められるようになりました。

本計画において、障がい者のそれぞれの障がい特性を踏まえつつ、全ての職員がお互いに協力し、誰もが働きやすい職場づくりを進めるための施策を位置付け、実行します。

なお、本計画は、障害者雇用促進法第7条の3に基づく法定計画です。

2 策定主体

障がい者の活躍に向けた取組は市全体で推進していくため、北本市長、北本市教育委員会が連名で計画を策定します。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の周知・公表

本計画は、職員に周知するとともに市ホームページにて公表します。

Ⅱ 状況把握・目標設定

1 障がい者雇用率の状況

本市における令和6年6月1日現在の雇用率は次のとおりです。

＜令和6年6月1日現在の雇用率＞

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率
北本市長	2.5%	427.5人	10.5人	2.46%
北本市教育委員会	2.5%	64人	2.5人	3.91%
北本市（合算）※	2.5%	494.5人	13人	2.63%

※障がい者雇用率については任命権者毎に算出することとされていますが、本市は障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づき、平成30年11月26日付けで埼玉労働局長より特例認定を受けているため、障がい者雇用の状況については雇用率を合算して算出しています。

2 職場定着の状況

障がいのある職員の定着率及び平均勤続年数は、次のとおりです。

＜本市における障がいのある職員の職場定着及び勤続年数＞

採用から6月後の定着率（注1）	採用から1年後の定着率（注1）	平均勤続年数（注2）
100%	50.0%	18年6月

＜参考：民間企業等における状況＞

・採用1年後の障がいのある職員の職場定着率（注3）

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
60.8%	68.0%	49.3%

・平均勤続年数（注4）

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
12年2月	9年1月	5年3月

注1：障がいのある人を対象とした職員採用試験の採用者（平成31年度～令和5年度採用）

注2：令和6年4月1日時点

注 3：「障害者の就業状況等に関する調査研究」（平成29年度（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター）

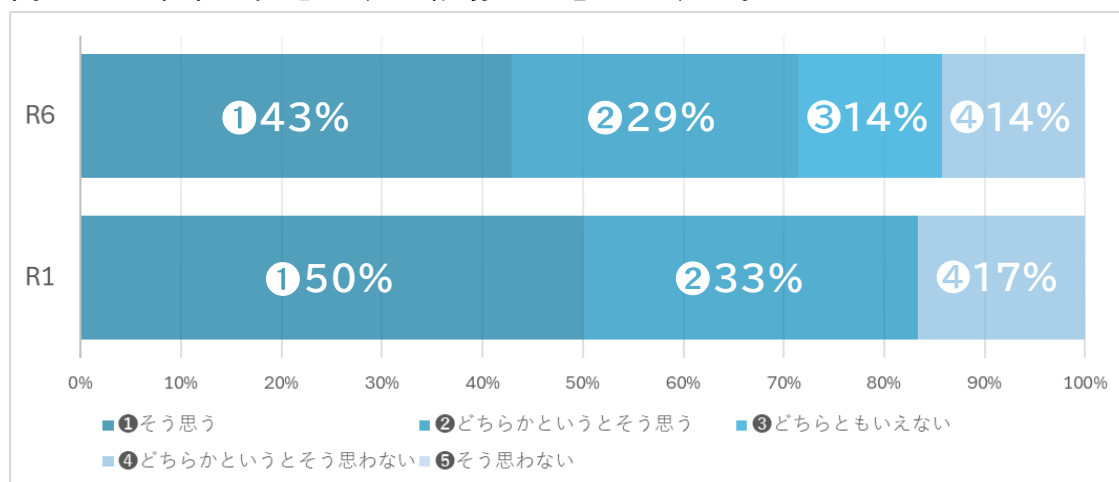
注 4：「令和 5 年度障害者雇用実態調査結果」（令和 6 年 3 月 27 日 厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室）

3 アンケート結果

障がいのある職員を対象にアンケートを実施しました。

（職場等の満足度に関するアンケート調査：令和 7 年 3 月実施）

問 1 北本市は働きやすい職場だと思いますか。



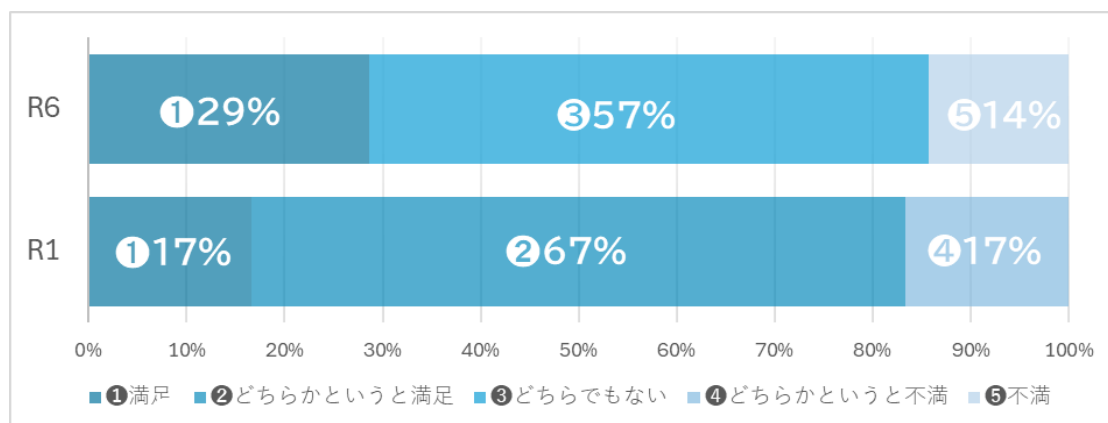
問 2 働きやすい職場だと思う点

- ・ 庁舎の環境
- ・ 業務を行う上での障がいへの配慮

問 3 働きやすい職場だと思わない点

- ・ 業務を行う上での障がいへの配慮

問 4 現在の仕事内容に満足していますか。



問5 今後、どのような取組を充実していく必要があると思いますか。

- ・ 執務環境の整備（動線の確保や細かな段差の解消等）
- ・ 業務を補助する機器の導入
- ・ カウンセリング等の相談体制
- ・ 所属内での相談体制
- ・ 障がいへの理解を深める研修
- ・ 障がいの特性に応じた業務へのマッチング

4 計画の目標

(1) 障がい者雇用率の数値目標

現状（任命権者毎）		目標	
北本市長	2.46%	北本市長	3.0%
北本市教育委員会	3.91%	北本市教育委員会	4.0%

(2) 職場定着率の数値目標

現状		目標	
採用から6月後の定着率	100%	採用から6月後の定着率	100%
採用から1年後の定着率	50.0%	採用から1年後の定着率	100%

Ⅲ 取組内容

1 障がいのある職員の活躍を推進する体制の整備

(1) 障害者雇用推進者の選任

各任命権者において、障害者雇用促進法に基づく「障害者雇用推進者」を選任し、障害者雇用の促進等の責任者に位置付けます。

任命権者	障害者雇用推進者
市長部局	総務部長
教育委員会	教育部長
議会事務局	議会事務局長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長

(2) 相談先の確保

ア 相談体制の整備

職員の障がいについての理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、障がいのある職員が在籍する部署を中心に、厚生労働省による「訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修」や「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の研修を受講します。

イ 多様な相談先の確保

所属の職員には話しにくい相談や所属で対応が難しい相談には、総務課が対応します。また、身体的健康・精神的健康を含め、健康に関する悩みに対しては、産業医による健康相談の利用を促します。

(3) 職員の理解・意識啓発

ア 研修の実施

彩の国さいたま人づくり広域連合で実施する階層別研修において、障がいの特性や必要な配慮について理解を深めるとともに、障がいのある方への適切な対応等を学ぶ研修を実施します。

イ 外部セミナー等の活用

障がいに関する理解の促進や職場における適切な支援を行うため、厚生労働省による「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の外部セミナーの周知・活用を図ります。

2 職務の選定・創出

障がいのある職員の配属先の検討に当たっては、採用時の意向聴取等を通じて、一人一人の特性・能力等を把握し、本人に合った業務の割振り又は職場への配置を図ります。

配置後においても、障がいのある職員本人の職務遂行状況や習熟状況に加え、自己申告や所属・総務課による面談等により、現在の障がいの状況や職務の希望等を把握し、適切なマッチングを行います。

また、各部署へのヒアリング等を通じて、障がいのある職員に適した業務の掘り起こしを行います。

3 職場環境・人事管理

(1) 職場環境

人事評価や人事ヒアリングでの面談や、自己申告書等を通じて、必要な配慮等を把握し、人事異動における配慮や働きやすい職場環境の整備等に努めます。

(2) 募集・採用

ア 障がいの特性に配慮した募集・採用の実施

正規職員の採用選考の実施に当たり、拡大印刷や点字、試験管発言内容の書面伝達等の対応のほか、面接試験時に就労支援機関の職員等の同席を可能とするなど、可能な限り多くの配慮事項に対応できるよう体制を整えます。

イ 会計年度任用職員としての採用

正規職員での採用に加え、弾力的な勤務時間で就労が可能な会計年度任用職員として障がいのある方を採用します。

ウ 関係機関との連携

職員の採用・募集等に当たっては、ハローワーク及び就労支援機関等との連携を図ります。

(3) 働き方

体調に配慮しながら無理なく安定的に働き続けられるよう、多様で柔軟な働き方を推進します。

(4) キャリア形成の支援

所属長との面談や自己申告書を通じて、職員の主体的なキャリア形成を支援します。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

北本市障がい者活躍推進計画

令和7年4月

北本市総務部総務課

住所：北本市本町1丁目111番地

電話：048-591-1111

メール：a02510@city.kitamoto.lg.jp